

監 査 委 員 公 表 第 4 号  
令和5年（2023年）2月9日

先に実施した定期監査について、監査の結果報告に基づき措置を講じた旨の通知が市長等からありましたので、地方自治法第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

柏崎市監査委員 土 田 茂 博

柏崎市監査委員 内 山 万寿男

柏崎市監査委員 若 井 恵 子

## 定期監査結果に基づく措置

令和4年(2023年)1月26日監査委員公表 第2号 結果報告分

被監査部課

消防本部

消防総務課

## 税外収入金の徴収事務

監査対象	1 行政財産目的外使用料（8件）
指摘事項	(1) 納入通知書の発行遅延により、納期限が規定どおりでない。（2件） (2) 納期限の指定が誤っている。（1件）
措置状況	(1) 複数年度の使用許可をした土地使用料について、年度当初に発送すべき納入通知書の発送を失念したことが原因でした。 今後は、発送漏れ防止のため複数の職員での確認を徹底するよう指導いたしました。 (2) 新規の自動販売機設置に伴う建物使用料の納入通知書について、納期限を誤って使用開始日と異なる日に指定したものです。 今後、「柏崎市財務規則」及び「柏崎市行政財産使用許可事務取扱要領」の根拠条項を確認した上で業務を行うよう指導いたしました。
監査対象	2 土地貸付収入（4件）
指摘事項	納入通知書の発行遅延により、納期限が規定どおりでない。（2件）
根拠法令	複数年度の使用許可をした土地貸付料について、年度当初に発送すべき納入通知書の発送を失念したことが原因でした。 今後は、発送漏れ防止のため複数の職員での確認を徹底するよう指導いたしました。